

盛岡保健所長告示第 36 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 10 月 12 日

盛岡保健所長 鈴木 俊彦

訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称又は 開設者の氏名	指定年月日
0370103103	ほうもんかngoイスト盛岡	盛岡市門一丁目 5 番 40 号	株式会社 micare	平成 19 年 10 月 1 日